

大型事業推進プラン

(令和元年度～令和6年度)

令和元年6月

登別市

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 大型事業推進プランとは
 - (2) 策定の目的

2. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 大型事業推進プランの位置付け
 - (2) 計画期間
 - (3) 対象事業
 - (4) 大型事業推進プランの更新
 - (5) 他計画等との関係

3. 大型事業推進プラン・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 大型事業推進プラン計上事業
 - (2) 大型事業推進プラン期間中の事業費

4. 「公共施設等の整備に向けた優先順位」
対象事業への対応について・・・・ 10

1. はじめに

(1) 大型事業推進プランとは

市では、平成25年度より、中期財政見通しの策定に併せて、大型事業推進プランを策定してきました。

大型事業推進プランは、財政運営の安定性を堅持しながら、喫緊の大型事業を着実に実施するために策定するものであり、プランに計上した事業については、中期財政見通しに反映することにより、財政的対応の可否と事業実施の財源的裏付けを明らかにします。

現在の大型事業推進プランは、平成29年3月に、平成29年度から令和6年度を計画期間として作成・公表したのですが、公表後、平成29年10月には、「公共施設等の整備に向けた優先順位」をお示しし、見通し作成時には想定していなかった大型事業に関する議論が本格化しました。

このうち、市役所本庁舎の建替については、平成30年3月に、「登別市本庁舎建設基本構想（案）」をお示しし、パブリックコメントを経て、同年9月に、成案として構想を公表したところです。

また、消防本署庁舎については、平成30年7月に、消防本署と鷺別支署の統合を内容とする「幌別地区と鷺別地区の消防体制について（案）」を公表し、パブリックコメントを経て、同年11月に成案を公表しました。

これらの事業の実施にあたっては、今後、具体的な議論に着手することになりますが、その事業規模と財政運営に与える影響を考えれば、大型事業推進プランに計上した上で中期財政見通しに反映し、実施時期等を慎重に判断する必要があります。

こうしたことを踏まえ、市は、本年度、中期財政見通しの見直しと連動し、これら大型事業の実施時期等の検討を行うため、大型事業推進プランの見直しを行うこととしました。

(2) 策定の目的

大型事業推進プランは、次の目的をもって作成します。

- 今後8年間（今回の見直しでは6年間）に実施する事業及び実施年度を明らかにすることにより、老朽化が進む公共施設や都市インフラの整備、更新、耐震化などを着実に実施するため。

- 中期的な財政見通しや今後の公債費の推計などを参考に、財政的な見地も踏まえて計画を策定することにより、喫緊の大型事業を着実に実施しつつ、財政運営の安定性を堅持するため。
- 今後 8 年間に実施する大型事業を明らかにすることを通じて、広く市民のみなさんに行財政運営への理解を深めていただくため。

また、今回の見直しについては、昨年度来、議論が本格化した（市役所本庁舎や消防本署庁舎の建替などを含む）「公共施設等の整備に向けた優先順位」対象事業に関し、財政的検討を加えることをひとつの目的としております。

このため、作成にあたっては、平成 29 年 3 月策定の現プランに計上された事業について、直近決算等を基に事業費等の見直しを行ったほか、「公共施設等の整備に向けた優先順位」で対象とした 10 事業を新たに検討対象としました。

2. 見直しにあたっての基本的考え方

(1) 大型事業推進プランの位置付け

大型事業推進プランは、現時点で必要性が生じている公共施設等の整備事業のうち一定要件に該当する事業を対象に策定し、社会状況や財政状況の変化がない限り、期間中の予算編成における事業選択は、大型事業推進プランに基づくことを基本とします。

また、各事業に係る登載事業費は、現時点で試算される額とし、後年度の予算計上額は、大型事業推進プラン策定後に生じた特別な事由がない限り、この額を目安とします。

(2) 計画期間

現大型事業推進プランは、平成29年度から令和6年度を期間としており、今回の見直しにあたっては、現計画の範囲内での見直しを行うこととします。

よって、計画期間は、令和元年度から令和6年度までとし、うち令和元年度から令和2年度を前期、令和3年度から令和6年度を後期とします。

※登載事業の財源的裏付けを明らかにする観点から、併行して見直しを行う「中期財政見直し（令和元年度～令和6年度）」と同一の期間とする。

(3) 対象事業

普通会計（一般会計及び学校給食事業特別会計）で実施される事業のうち、策定時点で実施の必要性が生じている公共施設等（道路、橋りょう等を含む）の整備事業（建替、大規模改修、耐震化など）及び動産の購入事業のうち、期間中の総事業費が30百万円以上の事業とします。

なお、今回の見直しにあたっては、既計上事業について、直近決算等に基づき、事業費や実施時期等の見直しを行ったほか、平成29年10月公表の「公共施設等の整備に向けた優先順位」で対象とした10事業について、新たに検討対象としました。

※対象事業は令和元年度以降開始事業だけでなく、平成29年度から令和6年度の総事業費が30百万円以上の事業を含む。

※老朽化した都市インフラや公共施設の整備、観光都市としての受入体制の整備など、大型事業推進プラン策定時点で検討中である公共施設等の更新や整備事業などについては、実施を決定した段階でプランに追加し登載する。

(4) 大型事業推進プランの更新

今回の見直しにあたっては、現プランの計画期間（令和元年度～令和6年度）の範囲内で、既計上事業の見直しや追加事業の検討を行うこととし、計画期間の延長は行いません。

このため、令和2年度には、予定どおり、令和3年度から令和6年度まで4年間の内容を更新するとともに、5年目以降4年間（令和7年度～令和10年度）のプランを新たに策定することとします。

(5) 他計画等との関係

・「中期財政見通し」との関係

併行して見直しを行う中期財政見通し（令和元年度～令和6年度）に、（追加計上分も含め）大型事業推進プラン登載の全事業を計上し、計上額はプラン登載額同額とします。

・「実施計画ローリング」及び「予算編成」との関係

大型事業推進プラン登載事業は、（プラン策定後に生じた特別な事由がない限り）登載額を目安に実施計画ローリングで採択を行い、予算計上することを基本とし、採択額の決定にあたっては、各年度の財政状況や事業内容を勘案の上、必要な調整を行うこととします。

また、実施計画ローリングでプラン未登載の対象事業が提出された場合には、通常通りローリングで実施の可否を判断し、その結果に基づき大型事業推進プランに追加登載します。

・「公共施設整備方針」との関係

平成27年度に策定した公共施設整備方針は、10年先、20年先を見据え、将来に向けた公共施設整備の基本的な考え方や施設配置のあり方を示すものであり、そこに掲げられる事業構想等が具体的事業に発展した段階で、中期的な財政見通し、公債費の推移などを踏まえて、大型事業推進プランへの登載を検討することになります。

・「総合計画第3期基本計画」との関係

基本計画は、基本構想実現のために計画期間中に取り組みべき施策を、実施計画は、施策実現のために基本計画期間中に取り組みべき事業を示すものですが、大型事業推進プランには、実施計画に掲げる事業のうち、現時点で確実に取り組むべき事業を登載します。また、大型事業推進プラン未登載の事業については、具体的事業に発展した段階で、中期的な財政見通し、公債費の推移などを踏まえて、大型事業推進プランへの登載を検討することになります。

3. 大型事業推進プラン

(1) 大型事業推進プラン計上事業

①総務関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市役所本庁舎建替事業	19					

「公共施設等の整備に向けた優先順位」で検討対象とし、平成30年9月に、「登別市本庁舎建設基本構想」を策定した市役所本庁舎建替事業について、令和元年度に基本計画の実施を見込み、これに係る事業費を計上しました。

②市民生活関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旧火葬場解体事業				49		
葬斎場中間改修事業	6	8	12	12	7	15
富浦墓地造成事業 (第2期)					15	80
クリンクルセンター中間改修 事業	194	117	183	260	213	176
旧し尿処理場閉鎖事業					87	

市民生活関連では、平成15年度をもって供用廃止した旧火葬場解体事業を令和4年度に、供用開始後10年以上が経過した葬斎場の中間改修事業を毎年度計画的に実施します。

また、富浦墓地造成事業(第2期)は、第1期の区画残数を勘案し、令和5年度から令和6年度の実施を予定します。

計画的な改修により施設の延命化を図るため、クリンクルセンター中間改修事業を令和6年度まで毎年度実施するほか、平成22年度に供用廃止し、平成23年度に閉鎖処理を行った旧し尿処理場の解体事業を令和5年度に予定します。

③保健福祉関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園整備事業補助金					225	

保健福祉関連では、「公共施設等の整備に向けた優先順位」で検討対象とした民間による認定こども園整備に係る支援について、民間事業者が、栄町保育所の後継施設として認定こども園を整備することを想定し、令和5年度に当該事業に対する補助金を計上しました。

④商工関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登別駅エレベーター設置事業負担金	未定					

「公共施設等の整備に向けた優先順位」で検討対象とし、平成30年度にJR北海道が調査を実施した登別駅エレベーター設置事業については、現在、JR北海道と協議中であるため、実施時期未定としました。

⑤都市整備関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道路付属施設整備事業	88	84	60	69	69	56
橋梁長寿命化事業	47	47	47	47	47	59
道路排水対策事業	99	130	128	115	135	
市道舗装排水整備事業	209	100	100	100	100	200
除雪機械更新事業		27		46		30
亀田記念公園管理棟改修事業					11	49
都市公園施設長寿命化事業	35	36	36	34	18	5
市営住宅屋根外壁改修事業		12	12	12	12	12
市営住宅給水設備改修事業	3	10				
市営住宅エレベーター更新事業			1	6	61	45
市営住宅長寿命化事業	34	51	34	36	27	37
市営住宅除却事業	1	23	5			
千代の台団地建替事業	739	133	775	402	70	

都市整備関連では、土木関連事業として、点検により危険と判断された擁壁や落石防止ネットなど、道路付属施設の修繕等を毎年度計画的に実施するほか、平成24年度に策定した計画に基づき、橋梁長寿命化事業を毎年度実施します。

令和2年度終了を見込んでいた道路排水対策事業について、労務単価の高騰などによる事業費増大に対応するため、終了年度を3年間延長し、令和5年度まで毎年度事業費を計上しました。また、市内各所の市道及び排水路の改良のため、市道舗装排水整備事業を毎年度実施します。

除雪車両の老朽化の状況を踏まえ、除雪機械更新事業を令和2年度から隔年で取り組み、また、公園関連事業として、亀田記念公園管理棟改修事業を令和5年度及び令和6年度に予定します。

都市公園施設長寿命化事業については、平成22年度に策定した計画に基づき、令和6年度まで毎年度実施します。

住宅関連事業としては、現在策定中の新市営住宅長寿命化計画の内容も踏まえ、市営住宅屋根外壁改修事業、市営住宅給水設備改修事業、市営住宅エレベーター更新事業、市営住宅長寿命化事業、市営住宅除却事業を計上したほか、現在進行中の千代の台団地建替事業を令和5年度まで毎年度実施します。

⑥消防関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消防車両更新事業	33	35				
消防支署新庁舎建設事業	624	124				
消防本署庁舎建替事業	57	221	255	254	1,881	180

消防関連では、消防車両の老朽化の状況を踏まえ、消防車両更新事業を令和元年度及び2年度に実施するとともに、現在進行中の登別支署と登別温泉支署の統合支署建設事業を令和2年度まで計上しました。

また、「公共施設等の整備に向けた優先順位」で検討対象とし、平成30年11月に、「幌別地区と鷺別地区の消防体制について」を策定した消防本署庁舎建替事業について、令和元年度に各種調査や基本設計、令和2年度に用地取得、実施設計、令和3年度から令和6年度に本工事等の実施を見込み、これに係る事業費を計上しました。

⑦教育関連

(単位：百万円)

事業名	前期		後期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教職員住宅整備事業		42	6	6		
小中学校屋根・外壁改修事業				44		69
小中学校耐震化改修事業	320	226				
市民プール整備事業	7	39	5			
市民会館整備事業	14	35	78	30	3	10

教育関連では、老朽化が進む新生教員住宅の大規模改修等を行うため、教職員住宅整備事業を令和2年度から令和4年度に、老朽化が進む小中学校校舎の大規模改修を行うため、小中学校屋根・外壁改修事業を令和4年度及び6年度に実施します。

また、令和2年度までに市内小中学校の耐震化を完了するため、小中学校耐震化改修事業を令和元年度から令和2年度まで実施します。

その他、建設から10年以上が経過した市民プールの大規模改修を行うため、市民プール整備事業を令和元年度から令和3年度まで毎年度、開館から30年以

上が経過した市民会館の各種機器等の改修、更新などを行うため、市民会館整備事業を毎年度実施します。

(2) 大型事業推進プラン期間中の事業費

プラン期間中の事業費等は、総務関連で前期（令和元年度から令和2年度）のみの19百万円、市民生活関連で前期324百万円、後期（令和3年度から令和6年度）1,108百万円の計1,433百万円、保健福祉関連で後期のみ225百万円、都市整備関連で前期1,906百万円、後期3,103百万円の計5,009百万円、消防関連で前期1,094百万円、後期2,570百万円の計3,664百万円、教育関連で前期683百万円、後期251百万円の計935百万円となっています。

この結果、各年度の事業費は、前期4,026百万円、後期7,258百万円、6年間の掲載総事業本数29本、総事業費11,284百万円となっています。

※各事業における事業費は、年度ごとに切り上げをしているため、合計額と一致しない場合があります。

4. 「公共施設等の整備に向けた優先順位」対象事業への対応について

今回、市では、「公共施設等の整備に向けた優先順位」公表以降、現プラン作成時には想定していなかった大型事業に関する議論が本格化したことを踏まえ、大型事業推進プランの見直しを行いました。

見直しにあたっては、直近決算等に基づき、既計上事業の事業費、実施時期等の見直しを行ったほか、「公共施設等の整備に向けた優先順位」で対象とした10事業に関し、事業内容等による緊急性はもちろん、財政的観点から実施時期等について検討を行いました。

その結果、対象10事業のうち、市役所本庁舎建替事業、認定こども園整備事業補助金（民間による認定こども園整備に係る支援関連：栄町保育所後継施設）、JR登別駅エレベーター設置事業負担金、消防本署庁舎建替事業について、大型事業推進プラン期間内（～令和6年度）の実施を見込みました。

なお、市役所本庁舎建替事業に関しては、消防本署庁舎建替事業との関連から、今回、基本計画のみ期間内での実施を見込みました。

今後、市では、基本計画を通じて具体化する建設計画の詳細、消防本署庁舎建替事業の進捗状況、今後の財政状況などを総合的に勘案し、令和2年度に予定する次回大型事業推進プランの更新・見直しにおいて、市役所本庁舎建替事業に関する具体的な実施スケジュールをお示ししたいと考えています。

また、JR登別駅エレベーター設置事業負担金については、現在、JR北海道と協議中であるため、実施時期未定としましたが、協議が整い、新たな財源の見通しが立ち次第、事業に着手したいと考えております。

その他、「公共施設等の整備に向けた優先順位」で対象とした10事業のうち、今回計上を見送った事業については、引き続き事業内容等の検討を進め、事業構想等が具体的事業に発展した段階で、中期的な財政見通しや公債費の推移なども踏まえて、大型事業推進プランへの登載を検討することとします。